

# さいたま市下水道事業中期経営計画 (平成 29 年度から平成 32 年度まで)





# さいたま市下水道事業中期経営計画 (平成 29 年度から平成 32 年度まで)

## 目次

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 中期経営計画策定の趣旨          | 1 |
| 2 | 下水道事業の現状             | 2 |
|   | (1) 下水道の普及及び既存の下水道施設 |   |
|   | ア 下水道普及率             |   |
|   | イ 下水道施設の老朽化          |   |
|   | (2) 浸水対策             |   |
|   | (3) 水需要              |   |
|   | (4) 経営状況             |   |
|   | (5) 経営指標             |   |
| 3 | 中期経営計画の基本方針          | 6 |
|   | (1) 位置付け             |   |
|   | (2) 計画期間             |   |
|   | (3) 基本方針             |   |
| 4 | 財政計画                 | 8 |
|   | (1) 収支計画             |   |
|   | (2) 実施事業             |   |
|   | ア 主要施策               |   |
|   | ①下水道汚水事業             |   |
|   | ②下水道浸水対策事業           |   |
|   | ③下水道改築事業             |   |
|   | ④下水道地震対策事業           |   |
|   | イ 投資計画               |   |
|   | ウ 将来需要予測             |   |
|   | (3) 財源               |   |
|   | ア 使用料収入・一般会計からの繰入金   |   |
|   | イ 企業債                |   |

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 5 | 計画実現に向けた経営基盤強化の取組    | 14 |
|   | (1) 事業               |    |
|   | ア 水洗化向上対策            |    |
|   | イ 不明水対策の推進           |    |
|   | ウ 公民連携（民間活力の推進）      |    |
|   | エ 広報活動の推進            |    |
|   | (2) 組織・財務            |    |
|   | ア 職員定数管理の適正化         |    |
|   | イ 繰上償還制度の活用          |    |
|   | ウ アセットマネジメントの実践      |    |
|   | エ その他                |    |
| 6 | 計画の事後検証・更新           | 18 |
|   | (1) 点検、評価及び公表        |    |
|   | (2) 計画の更新            |    |
|   | (3) 本計画期間終了後の次期計画の策定 |    |

# 1 中期経営計画策定の趣旨

下水道は公衆衛生の向上、生活環境の改善、さらには都市の健全な発達、公共用水域の水質保全を実現し、大雨等による自然災害に対して誰もが安心・安全に暮らせるためには欠かせない都市基盤のひとつです。

現在も下水道が利用できない地域への整備促進が求められているほか、都市化の進展や頻発する局地的な大雨による浸水被害への対策も急務となっています。

また、東日本大震災や熊本地震をはじめとする大地震が全国的に多く発生しており、被災時でも下水道機能を確保するためには施設の耐震化を進めていく必要があります。さらに、本市は事業開始後既に半世紀を経過しており、今後、標準耐用年数を経過する施設が急速に増加していくため、下水道機能を維持していくための事業を本格的に展開する必要に迫られています。

本市は、様々な下水道事業の課題や社会情勢の変化に対応するため、平成32年度を目標年次とした「希望つなぐ下水道プラン（さいたま市下水道長期計画）」（以下、「下水道長期計画」という。）を定め、長期的な視点に立った4つの基本方針

- 「生活環境の改善と活力ある都市づくりを推進します」
  - 「安全な都市づくりにより市民の生命と財産を守ります」
  - 「環境と調和した循環型社会を形成します」
  - 「経営の健全化を図り持続的な下水道事業を推進します」
- と、その方向性を示しています。

この基本方針に基づいて取り組む内容について、主に財政計画等経営の視点から「さいたま市下水道事業中期経営計画」を、また、主に具体的事業の視点から「さいたま市下水道事業実施計画」をそれぞれ二度にわたり策定し、効率的・効果的な事業展開を図ってきました。

現在の「さいたま市下水道事業中期経営計画」（計画期間 平成24年度から平成28年度まで）が計画期間を終了することに伴い、下水道長期計画で掲げた4つの基本方針に基づき、近年の社会情勢の変化も踏まえ、新たに平成32年度までの財政計画を定めることで、下水道事業を着実に進めていくものです。



## 2 下水道事業の現状

---

### (1) 下水道の普及及び既存の下水道施設

#### ア 下水道普及率

本市では、生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道整備を着実に進めており、平成27年度末現在の下水道普及率は92.0%、下水処理区域内人口は117万2,000人に達しました。これは下水道長期計画策定時（平成19年度末83.7%）より8.3%増となっています。

現在、市街化区域の整備を優先的に進め、市街化調整区域は合併処理浄化槽との役割分担のもと、人口分布や道路状況などを勘案しながら整備を進めています。

#### イ 下水道施設の老朽化

本市の下水道管は昭和40年代半ばから急速に整備を進めました。現在、早期に下水道が整備された合流区域を中心に老朽化対策を実施しています。

平成27年度末における管路総延長約3,300kmのうち、標準的な耐用年数とされる50年を経過した管路は約140km、平成32年度末には約230km、さらにその後も急増していくことが見込まれています。

また、下水処理センターやポンプ場については、古くから稼働している施設では供用開始して以来40年以上の年月が経過しており、躯体の耐震化と併せて順次改築を進めています。

### (2) 浸水対策

近年、局地的な大雨が増加していることや、都市化の進展によりこれまで流域が保持していた雨水の浸透及び保水能力が減少したことから、短時間に下水道施設へ雨水が集中し、既存施設の雨水排除能力を超えることによって、浸水被害が発生しています。

本市では、1時間当たり約56ミリメートルの降雨に対応できるよう、放流先河川の整備状況に合わせて雨水貯留施設や雨水管などの施設整備を進めています。

また、施設整備には多くの時間と費用が必要であり、限られた財源の中で効果

的に浸水被害を最小化するため、施設整備によるハード対策に加えソフト対策として、市民の自助・共助の促進のため、さいたま市浸水（内水）防災マップを公表しています。

### （３）水需要

本市では人口及び世帯の増加が続いており、下水道普及人口も下水道整備の推進に伴いわずかに増加しているため、下水道使用料収入は微増又は横ばいで推移していきました。しかし、節水型機器の普及やライフスタイルの変化、企業などの節水行動などにより 1 件あたりの水需要は減少傾向にあり、計画期間中に下水道使用料収入の減少が始まることが見込まれます。また、計画期間終了以降も、人口は微増が続くものの、高齢社会による 1 件あたりの水需要の減少の影響により、下水道使用料収入は減少を続けることが見込まれます。

### （４）経営状況

本市の下水道事業は、平成 17 年 4 月 1 日から公営企業会計を導入したことにより、経営状況が把握しやすくなるとともに透明性の高い事業会計となりました。

下水道事業は事業における経費は経営に伴う収入をもって充てるとする独立採算制を原則としており、具体的には、汚水処理に要する経費はすべて下水道使用料で賄うものとされています。しかし、公営企業会計導入当時、平成 17 年度決算において経営指標のひとつである経費回収率は 43.5% と、下水道使用料収入で賄うことができたのは汚水処理に要する経費の半分未満でした。

このため、本市では平成 18 年（平均改定率 30.0% 増）、平成 22 年（同 28.9% 増）、平成 26 年（同 21.6% 増）の三回に渡り下水道使用料の改定を行いました。この結果、一般会計から赤字補填を受けることなく、平成 26 年度及び平成 27 年度決算では経費回収率は 100% に達しているところです。

今後も受益者負担の原則の観点から独立採算制を維持することが必要です。しかし、水需要減少の影響により下水道事業の主たる財源である下水道使用料収入は減少を続けることが見込まれます。このため、将来下水道使用料で汚水処理に要する経費の全てを賄うことが難しくなることが見込まれ、事業経営面において

注視する必要があります。

## (5) 経営指標

経営比較分析表（平成27年度）（項目：総務省 同表による）

| 視点         | 項目                        | 健全<br>経営の<br>方向 | 本市     | 〔参考〕<br>政令市平均値 |
|------------|---------------------------|-----------------|--------|----------------|
| 経営の<br>健全性 | 経常収支比率(%)                 | ↑               | 102.69 | 107.27         |
|            | 累積欠損金比率(%)                | ↓               | 0.00   | 1.14           |
|            | 流動比率(%)                   | ↑               | 60.59  | 58.96          |
|            | 企業債残高<br>対事業規模比率(%)       | ↓               | 764.60 | 787.66         |
| 経営の<br>効率性 | 経費回収率(%)                  | ↑               | 103.44 | 113.05         |
|            | 汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) | ↓               | 140.91 | 129.77         |
|            | 水洗化率(%)                   | ↑               | 96.12  | 98.33          |

### ●項目について

- ・ 経常収支比率(%) …収益(使用料収入や一般会計負担金等)で費用(維持管理費や支払利息等)をどの程度賄えているかを表しています。  
〔経常損益〕  
$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$
- ・ 累積欠損金比率(%)…営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表します。  
〔累積損益〕  
$$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$
- ・ 流動比率(%) …短期的な債務に対する支払能力を表します。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を表します。  
〔支払い能力〕  
$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$



- ・ 企業債残高  
対事業規模比率(%)  
〔債務残高〕

…料金収入に対する企業債残高の割合を表します。

$$\frac{\text{企業債残高(一般会計負担分を除く)}}{\text{営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金}} \times 100$$
  
- ・ 経費回収率(%)  
〔料金収入の適正〕

…汚水処理に要した費用のうち、下水道使用料で賄われている割合を表します。

$$\frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{汚水処理費用(一般会計負担分を除く)}} \times 100$$
  
- ・ 汚水処理原価  
(円/m<sup>3</sup>)  
〔費用の効率性〕

…有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用で、汚水処理に係るコストを表します。

$$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$
  
- ・ 水洗化率(%)  
〔使用料対象  
の捕捉〕

…現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表します。

$$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

### 3 中期経営計画の基本方針

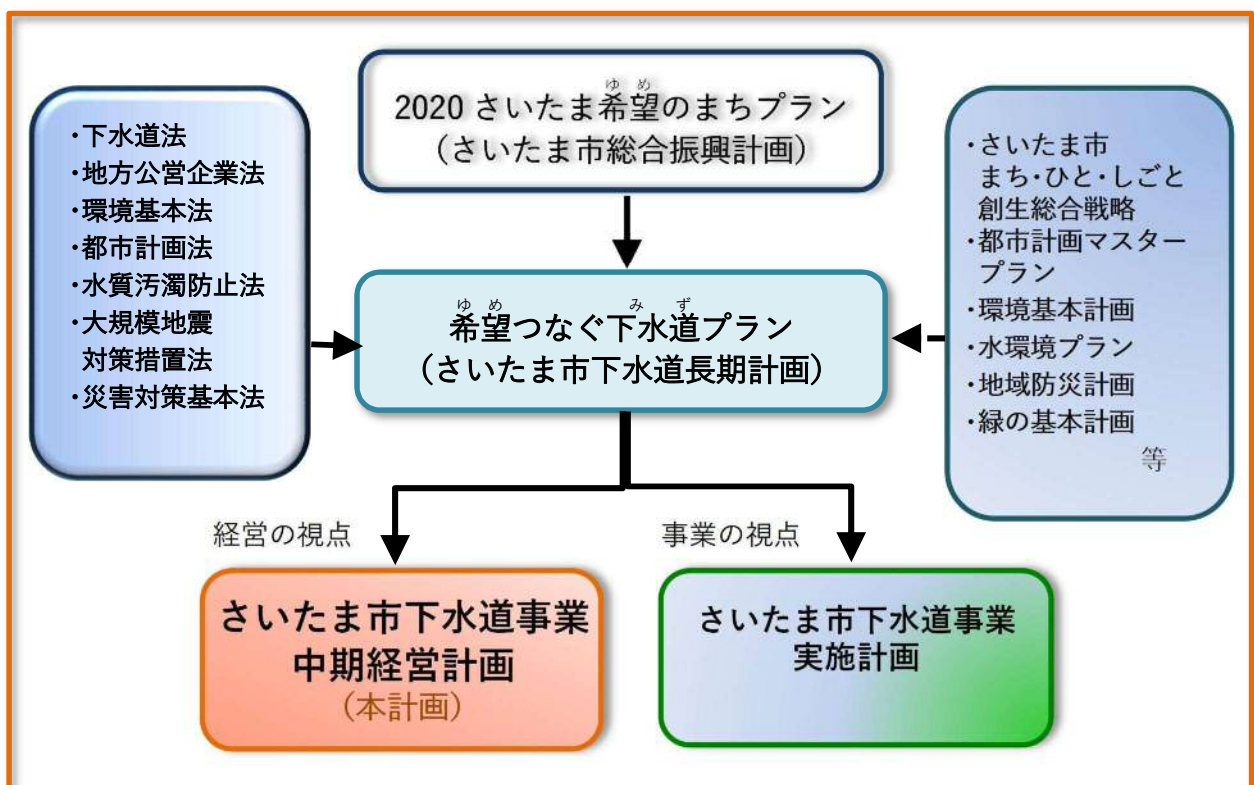
#### (1) 位置付け

本市では、「市民と行政の協働」、「人と自然の尊重」及び「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念とした「さいたま希望のまちプラン（さいたま市総合振興計画）」＊を策定しています。

下水道事業については、さいたま市総合振興計画を上位計画、下水道長期計画及び下水道事業実施計画を具体的事業の視点で策定したさいたま市下水道事業実施計画を総合振興計画の分野別計画に位置付けられています。「さいたま市事業下水道中期経営計画」はさいたま市下水道事業実施計画と並び、財政計画等経営の視点から行動計画として位置付けられるものです。

#### ＊さいたま希望のまちプラン（さいたま市総合振興計画）

長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、市政運営の最も基本となる計画。



## (2) 計画期間

平成29年度から平成32年度までの4年間<sup>\*</sup>とします。

| 年度     | 19              | 20 | 21    | 22            | 23              | 24 | 25     | 26     | 27              | 28              | 29     | 30 | 31 | 32 |
|--------|-----------------|----|-------|---------------|-----------------|----|--------|--------|-----------------|-----------------|--------|----|----|----|
| 総合振興計画 | 基本構想(17改定)      |    |       |               |                 |    |        |        |                 |                 |        |    |    |    |
|        | 前期基本計画(16~)     |    |       |               |                 |    |        | 後期基本計画 |                 |                 |        |    |    |    |
|        | 実施計画            |    | 新実施計画 |               |                 |    |        | 後期実施計画 |                 |                 | (策定予定) |    |    |    |
| 地方創生   | —               |    |       |               |                 |    |        |        |                 | まち・ひと・しごと創生総合戦略 |        |    |    |    |
| 下水道計画  | 長期計画            |    |       |               |                 |    |        |        |                 |                 |        |    |    |    |
|        | 中期経営計画<br>(第1期) |    |       |               | 中期経営計画<br>(第2期) |    |        |        | 中期経営計画<br>(第3期) |                 |        |    |    |    |
|        | 実施計画<br>(第1期)   |    |       | 実施計画<br>(第2期) |                 |    | (策定予定) |        |                 |                 |        |    |    |    |
|        |                 |    |       |               |                 |    |        |        |                 |                 |        |    |    |    |

※計画期間は、上位計画であるさいたま<sup>ゆめ</sup>希望のまちプラン(さいたま市総合振興計画)及び下水道長期計画の目標年次に合わせています。

## (3) 基本方針

安心・安全で持続可能なまちづくりに資する施策を推進するため、計画期間中において、現行使用料体系を維持しつつ主要事業(汚水事業、浸水対策事業、改築事業、地震対策事業)を展開するための財政計画を策定すると共に、経営基盤強化のための取組を推進します。

## 4 財政計画

### (1) 収支計画

|          |               | (百万円)   |         |         |         |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 科目       | 年度            | 29      | 30      | 31      | 32      |
| 収益的収支・税抜 | 収益的収入         | 24,310  | 24,387  | 24,400  | 24,437  |
|          | 営業収益          | 21,285  | 21,357  | 21,340  | 21,347  |
|          | 下水道使用料        | 16,791  | 16,799  | 16,786  | 16,765  |
|          | 一般会計負担金       | 4,486   | 4,548   | 4,547   | 4,573   |
|          | (うち雨水処理負担金)   | (4,253) | (4,311) | (4,323) | (4,351) |
|          | その他           | 8       | 10      | 7       | 9       |
|          | 営業外収益         | 3,023   | 3,029   | 3,059   | 3,090   |
|          | 特別利益          | 2       | 0       | 0       | 0       |
|          | 収益的支出         | 24,560  | 24,244  | 24,252  | 24,436  |
|          | 営業費用          | 20,593  | 20,894  | 20,979  | 21,229  |
|          | 維持管理費         | 7,782   | 7,880   | 7,771   | 7,811   |
|          | 減価償却費         | 12,521  | 12,814  | 13,008  | 13,218  |
|          | その他           | 290     | 200     | 200     | 200     |
|          | 営業外費用         | 3,428   | 3,339   | 3,263   | 3,197   |
|          | 企業債等利息        | 3,371   | 3,282   | 3,198   | 3,126   |
|          | (うち、雨水分)      | (908)   | (895)   | (885)   | (878)   |
|          | 雑支出           | 57      | 58      | 65      | 71      |
|          | 特別損失等         | 539     | 11      | 11      | 11      |
|          | 当年度純利益(又は純損失) | ▲249    | 143     | 148     | 2       |
| 資本的収支・税込 | 資本的収入         | 18,798  | 16,833  | 17,464  | 16,760  |
|          | 企業債           | 15,782  | 14,263  | 14,864  | 14,558  |
|          | (うち、資本費平準化債)  | 1,374   | 1,296   | 1,291   | 951     |
|          | 一般会計負担金       | 396     | 381     | 362     | 330     |
|          | 国庫補助金         | 2,175   | 1,602   | 1,865   | 1,502   |
|          | その他           | 444     | 587     | 373     | 368     |
|          | 資本的支出         | 29,370  | 27,379  | 28,278  | 27,852  |
|          | 建設改良費         | 17,677  | 15,394  | 16,062  | 15,729  |
|          | 企業債償還金        | 11,689  | 11,980  | 12,211  | 12,119  |
|          | その他           | 6       | 6       | 6       | 6       |
| 資本的収支差額  | ▲10,572       | ▲10,545 | ▲10,813 | ▲11,092 |         |

※四捨五入の関係上、合計が一致しない項目があります。

※平成31年度及び平成32年度は、消費税率(国・地方)の引上げを見込んでいます。

※資本的収支差額における収入の不足額は、内部留保されている資金などで補填します。

◆資本的収支補填

|        | (百万円)  |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度     | 2 9    | 3 0    | 3 1    | 3 2    |
| 補填財源   | 13,020 | 13,336 | 14,074 | 14,759 |
| 累積資金残高 | 2,448  | 2,790  | 3,260  | 3,666  |

収益的収支は、平成29年度に5億2,900万円の特別損失を見込んでいます。平成26年度から新地方公営企業会計制度が実施され、地方公営企業において負担すべき退職給付引当金の計上が義務化されていたものの、本市では当初、下水道事業会計での負担が難しく平成28年度まで一般会計で負担していました。今回、財政計画を改めて検討のうえ、本来負担すべき下水道事業会計において支出することとし、平成29年度は下水道事業に従事する職員全員分を計上する必要があるため、収支は赤字を見込んでいます。しかし、赤字は平成29年度単年度で解消し、平成30年度以降は黒字となる見込みです。

## (2) 実施事業

### ア 主要施策

#### ①下水道汚水事業

本市では、総合振興計画後期基本計画の参考値として掲げた平成32年度末下水道普及率94.0%の達成に向け、事業を推進していきます。

市街化区域については、土地区画整理などのまちづくり事業と併せて整備を行う区域を除き概ね完了しており、未整備地区については、引き続き整備を進めます。

一方、市街化調整区域については、「さいたま市生活排水処理基本計画」に定められた、下水道と合併処理浄化槽との役割分担に基づき、下水道での整備が効率的である区域について、整備を進めます。

| 取組目標       | 年度 | 2 9  | 3 0  | 3 1  | 3 2  |
|------------|----|------|------|------|------|
| 下水道普及率 (%) |    | 92.7 | 93.2 | 93.6 | 94.0 |

## ②下水道浸水対策事業

大雨による浸水は、市民の生命や財産などに大きな影響を与えるおそれがあります。

このため、本市の浸水対策は、過去に浸水が発生している地区について、その状況や市民からの要望を踏まえて優先的に対策を実施する整備促進エリアを設定し、効率的に対策を図っています。

浸水被害を軽減する対策としては、放流先河川の整備状況や地域特性を考慮し、雨水貯留施設や雨水管などの整備を進めるとともに、関連部局と連携した対策を進めます。

| 取組目標   | 年度 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|--|----|----|----|----|----|
| 整備促進エリア<br>(整備優先度の高い地区)<br>の対策完了数<br>〔累計〕 (箇所) |    | 35 | 40 | 43 | 46 |

## ③下水道改築事業

下水道管の老朽化は、下水道の利用に支障を来すだけでなく、道路陥没を引き起こすなど、市民生活に大きな影響を与えるおそれがあります。老朽化した下水道管を改築することで健全な状態が保たれ、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供することができます。

下水道管を健全な状態に保つため、整備年代の古い合流管の調査を着実に進めるとともに、分流管の調査にも着手し、調査結果に基づき改築が必要と判断した老朽管について、計画的に改築を進めます。

また、下水処理センターとポンプ場については、地震対策事業と併せて改築を進めます。

| 取組目標                   | 年度 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|------------------------|----|----|----|----|----|
| 老朽管の改築延長<br>〔累計〕 (k m) |    | 42 | 47 | 52 | 57 |

#### ④下水道地震対策事業

下水道は市民の生活を支える重要なライフラインです。大規模地震によって下水道施設が被災した場合、トイレの使用制限や市内及び都市間の交通機能に支障を来すおそれがあります。このため、防災拠点や避難所からの排水を流す下水道管や緊急輸送道路下の下水道管などの重要な下水道管、及びポンプ場の耐震化を進めます。

| 取組目標                      | 年度 | 29   | 30   | 31   | 32   |
|---------------------------|----|------|------|------|------|
| 重要な下水道管の耐震化率※1<br>(%)     |    | 14.6 | 17.2 | 19.7 | 22.1 |
| 耐震化を完了したポンプ場<br>数〔累計〕(箇所) |    | 15   | 15   | 16   | 19   |

$$\text{※1 重要な下水道管の耐震化率} = \frac{\text{耐震化済みの下水道管※2}}{\text{重要な下水道管 (697km)}}$$

$$\text{※2 耐震化済みの下水道管} = \text{耐震診断により耐震性を有することを確認した下水道管} + \text{地震対策工事を実施した下水道管}$$

#### イ 投資計画

| 事業名       | 年度 | (百万円)  |        |        |        |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|
|           |    | 29     | 30     | 31     | 32     |
| 下水道汚水事業   |    | 4,095  | 3,790  | 3,750  | 3,750  |
| 下水道浸水対策事業 |    | 5,371  | 4,740  | 4,730  | 4,570  |
| 下水道改築事業   |    | 6,863  | 4,950  | 5,663  | 5,354  |
| 下水道地震対策事業 |    |        |        |        |        |
| 管きよ       |    | 4,684  | 4,221  | 4,304  | 4,158  |
| ポンプ場      |    | 734    | 699    | 1,338  | 745    |
| 処理場       |    | 1,445  | 30     | 21     | 451    |
| 計         |    | 16,329 | 13,480 | 14,143 | 13,674 |

## ウ 将来需要予測

| 年度                         | 29      | 30      | 31      | 32      |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 処理区域内人口(千人)                | 1,195   | 1,210   | 1,222   | 1,232   |
| 年間汚水処理水量(千m <sup>3</sup> ) | 134,561 | 134,872 | 134,689 | 134,504 |
| 年間有収水量(千m <sup>3</sup> )   | 113,704 | 113,967 | 113,812 | 113,656 |

### (3) 財源

#### ア 使用料収入・一般会計からの繰入金

下水道事業では、事業における経費は経営に伴う収入をもって充てるとする独立採算制を原則としており、汚水処理に要する経費は、すべて下水道使用料で賄うこととされています。

本市下水道事業会計は、この独立採算の原則のもと、三度に渡る下水道使用料の改定、一般会計からの出資金の見直しのほか、平成27年度からは一般会計より基準外繰入金を繰り入れることなく予算編成を行い、財務目標である経費回収率100%を達成しつつ事業を推進しています。

本計画期間では、平成31年10月に予定されている消費税率改定等による経費の増加のほか、流域下水道維持管理負担金の支出増のリスクがあります。

しかし、計画期間中も水洗化率向上、国庫補助金の確保及び下水道使用料の未収金対策等の収入向上策により健全経営に努めることで、現下水道使用料体系を維持しつつ事業を推進していきます。

また、本市一般会計からの繰入は平成26年度から、総務省通知において公費負担分とされている雨水負担分等基準内繰入金のみであり、計画期間においても同様とします。



◆一般会計負担金

|           | (百万円) |       |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 年度        | 2 9   | 3 0   | 3 1   | 3 2   |
| 収益的収支分    | 4,486 | 4,548 | 4,547 | 4,573 |
| うち、基準内繰入金 | 4,486 | 4,548 | 4,547 | 4,573 |
| うち、基準外繰入金 | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 資本的収支分    | 396   | 381   | 362   | 330   |
| うち、基準内繰入金 | 396   | 381   | 362   | 330   |
| うち、基準外繰入金 | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 計         | 4,882 | 4,929 | 4,909 | 4,903 |

イ 企業債

本市の下水道事業は、企業債を活用し積極的に整備を推進してきたことから、平成27年度末現在の企業債未償還残高は約1,796億円となっています。計画期間中も下水道整備を推進していく必要がある中、財源の一部となる国庫補助金については、政令に基づき自治体の規模に応じて補助対象範囲が定められているため、多くの国庫補助金を確保することは難しい状況であり、企業債に頼らざるを得ない状況です。

このため、計画期間中も企業債未償還残高は増加を続ける見込みであり、将来に渡り厳しい経営状況となることが予測されます。

計画期間中においても資本的支出の執行状況の点検を図る中で企業債発行の抑制に努めていきます。

|             | (百万円)   |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| 年度          | 2 9     | 3 0     | 3 1     | 3 2     |
| 企業債元金償還金    | 11,688  | 11,979  | 12,210  | 12,118  |
| 企業債年度末未償還残高 | 189,140 | 191,424 | 194,078 | 196,519 |

## 5 計画実現に向けた経営基盤強化の取組

### (1) 事業

#### ア 水洗化向上対策

下水道未接続世帯に対して、普及指導員による訪問指導を進めます。指定工事店に対しては無届工事を行わないよう、啓発指導を実施します。

下水道処理区域内の未接続世帯を減少させることにより、経営基盤強化及び公共用水域の水質保全に寄与します。

| 取組目標      | 年度 | 29    | 30    | 31    | 32    |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|
| 水洗化人口（千人） |    | 1,157 | 1,174 | 1,189 | 1,202 |
| 水洗化率（%）   |    | 96.8  | 97.1  | 97.3  | 97.5  |

#### イ 不明水対策の推進

下水道管の継ぎ目やひび割れなどからの雨水や地下水の浸入や、污水管に雨水を誤って接続することは、ポンプ場・処理場の運営に過大な負荷を与え、下水処理経費の増加を招くことになります。このような不明水を削減し、有収率※を高めるため、常に不明水量が多い地区を優先的に調査し、浸入箇所の修繕を実施します。また、調査結果により、雨天時において特に不明水量が多い地区については誤接続調査を進め、誤接続が発見された下水道使用者に雨水を分離するよう改善指導を行っていきます。

$$\text{※有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間污水処理水量}} \times 100$$

下水処理場で処理した汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる汚水量（有収水量）の割合を示します。不明水が少ないほど有収率は高くなります。

#### ウ 公民連携（民間活力の推進）

本市下水道事業経営の中で民間のノウハウを活用し、真に必要な社会資本の維持管理を着実に進めていくための官民連携策として、平成31年度か

らさいたま市下水処理センター処理場管理業務の包括的民間委託を実施します。

計画期間中、平成29年度及び平成30年度は包括的民間委託に向けた要求水準書及び落札者決定基準書の作成等を行い、受託者を決定します。

| 取組目標                       | 年度 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|----------------------------|----|----|----|----|----|
| 下水処理センター処理場<br>管理業務包括的民間委託 |    | 準備 | →  | 実施 | →  |

## エ 広報活動の推進

生活環境の改善、公共用水域の水質保全等下水道の基本的役割を果たすため、市民・企業に事業への理解を得るための事業を展開します。

- ◆環境局主催の打ち水イベントに雨水再生水を提供し、普及啓発品の配布やパネル展示を行います。
- ◆毎年9月10日の「下水道の日」にあわせて市報に特集記事を掲載し、下水道行政についての広報を行います。
- ◆各課所で市民・企業向けの出前講座等を実施します。

この他、多様な広報媒体を通じた広報を単独又は他の団体・所管課と連携しPRを展開します。

## (2) 組織・財務

### ア 職員定数管理の適正化

平成28年度には各事業のより円滑な推進を図ることを目的に、下水道建設1課及び下水道建設2課を下水道再整備課及び下水道建設課に組織再編を行いました。

本計画期間では、平成31年度からさいたま市下水処理センター処理場管理業務の包括的民間委託を開始することに伴い、平成31年度以降、140人体制で事業を推進します。

| 取組目標        | 年度 | 29  | 30  | 31  | 32  |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 下水道事業職員数(人) |    | 145 | 145 | 140 | 140 |

## イ 繰上償還制度の活用

平成19年度は財政融資資金及び旧公営企業金融公庫資金の年利7%以上、平成22年度は財政融資資金の年利6.3%以上、簡易生命保険資金の年利6.5%以上、地方公共団体金融機構資金の年利6%以上、平成23年度は財政融資資金の年利6%以上の残債に対し、補償金なしの繰上償還が可能となり実施しました。本計画期間においてもその効果額が見込まれます。

一方、本市下水道事業では、現在も年利4%以上の高利率の残債が平成27年度末現在149.5億円あり、これらの繰上償還が可能になると約11.2億円の借換え効果が見込まれ、経営基盤強化に大いに寄与するところです。

このため、今後とも、本市は国に対し、単独要望活動や他団体と共同での要望活動を通じ、経営基盤強化策として、本制度の復活、並びに、対象利率及び諸要件の緩和を強く求めています。

|            | 繰上償還額<br>(千円) | 償還前利率<br>(%)    | 借換え額<br>(千円) | 借換え後利率<br>(%)   |
|------------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 平成22年度繰上償還 | 8,725,469     | 6.150～<br>6.800 | 8,723,400    | 0.350～<br>0.700 |
| 平成23年度繰上償還 | 2,178,871     | 6.050～<br>6.200 | 2,177,600    | 0.124～<br>0.253 |

## ウ アセットマネジメントの実践

本市の下水道事業は、将来にわたって安定的な経営を持続するため、平成23年度からアセットマネジメント手法の導入検討を進めてきました。

また、平成27年度までに中長期の改築・修繕事業量の予測や平準化、財務分析を行うことができる、アセットマネジメントシステムを構築しました。

本計画期間では、これまでの取組を踏まえ、人材育成や業務改善、リスクを考慮した事業費の平準化、経営状態の分析など、アセットマネジメント手法を用いた組織的な取組を実践します。

## エ その他

安心・安全で持続可能なまちづくりに資する下水道整備を推進するため、

今後増大する下水道改築事業のための補助制度の創設・対象の拡充を国に強く要望していきます。

また、安定的な下水道事業経営のため、将来を見据えた水道事業との効率的な組織のあり方や、経費負担のあり方を検討していきます。

## 6 計画の事後検証・更新

---

次の(1)(2)をもとにPDCA (Plan・Do・Check・Action)によるサイクル管理を行います。

### (1) 点検、評価及び公表

事業の進捗と財務状況は、進捗管理（モニタリング）を行います。

特に本計画は経営の視点から策定したものであり、毎年度点検及び評価を行い、組織内部で情報共有することで、本計画の着実な進行に努めます。

また、評価結果は決算確定後、ホームページ等を活用し市民・企業に積極的に公表します。

### (2) 計画の更新

国費の支援状況など、下水道事業経営を取り巻く外部環境に変化が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直し（ローリング）を行います。

### (3) 本計画期間終了後の次期計画の策定

平成32年度末に下水道事業長期計画の目標年次を迎えることから、アセットマネジメント手法を用いた組織的な取組の中で次期中長期計画である経営戦略の策定を進めていきます。

#### ※「経営戦略」の策定推進について

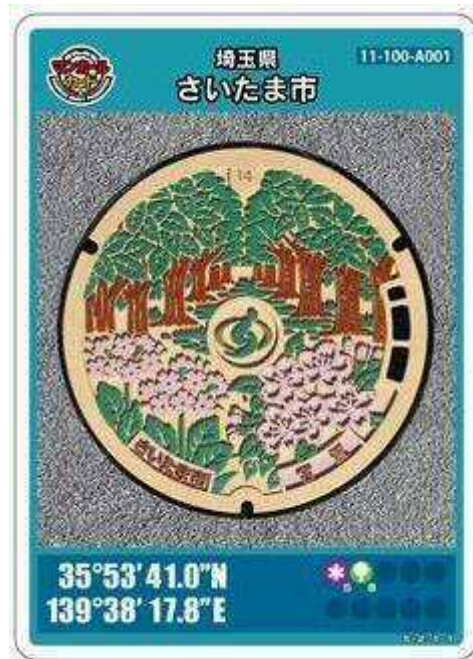
総務省より、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け通知）にて、公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請されています。

また、平成32年度までの「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定））では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされています。

## **さいたま市下水道事業中期経営計画**

**(平成 29 年度から平成 32 年度まで)**

発行日 平成 29 年 3 月  
編集・発行 さいたま市建設局下水道部下水道財務課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号  
電話 048-829-1875 (直通)  
FAX 048-829-1975  
URL <http://www.city.saitama.jp/001/006/003/index.html>



**さいたま市作成マンホールカード  
(平成28年4月発行)**

市民の皆さんにマンホール蓋のデザインの素晴らしさやユニークさを知ってもらい、下水道に関心をもっていただくことを目的に発行しました。

カードに記載したデザインマンホール蓋を探しにさいたま新都心駅周辺へ足を運んでいただくと、周辺には旧市の蓋を含めた数種類の蓋があり、デザインマンホール巡りとして、楽しんでいただけます。

**平成29年3月  
さいたま市建設局下水道部**